

寄附金の取扱いに関する規程

(目的)

第1条 この規程は、この法人（以下、当協会という）が受け入れる寄附金の取扱いについて定め、寄附金の公正な運用を図るとともに、当協会と寄附者の円滑な協力関係を保つことを目的とする。

(寄附金の受け入れ)

第2条 当協会は、定款に定める事業を推進するため、個人及び団体から寄附金を募集し、次の各号の基準を満たしている場合に受け入れることができる。

- (1) 当協会が定款第3条の目的、第4条の事業のために使用することを寄附者が了解していること。
- (2) 寄附の原資が公序良俗に反する手段や違法行為によって取得されたものでないこと。
- (3) 寄附の一部又は全額を外部団体への助成に使用する場合、寄附者が特定の団体を指定して配分を求めていること。
- (4) その他、寄附金を受けることによって当協会の活動の公正さを損なう恐れがないこと。

(寄附の使途)

第3条 寄附者は、希望する場合には寄附の使途を任意に指定することができる。

2 毎事業年度の寄附の50%以上は公益目的事業のために使用しなければならない。ただし、寄附者が公益目的事業以外に使用する旨を指定した寄附を除く。

3 残余の額のうち適正な範囲内の額を管理業務に関する会計に充当することができる。

(使途の明示)

第4条 決算にあたっては、寄附金の使途を明らかにしなければならない。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会及び評議員会の決議を経て行う。

附 則 この規程は、公益法人の登記の日から施行する（2011年3月19日理事会及び評議員会議決）